

議案第52号

令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算(第2回)について
地方自治法第218条第1項の規定により、山陽小野田市一般会計予算を次のとおり補正する。

令和2年3月10日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

令和 2 年 度

山陽小野田市一般会計補正予算

(第 2 回)

令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）

令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ32,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,698,970千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
19 繰入金		1,413,195	1,600	1,414,795
	1 基金繰入金	1,413,195	1,600	1,414,795
22 市債		3,140,500	30,500	3,171,000
	1 市債	3,140,500	30,500	3,171,000
歳入合計		29,666,870	32,100	29,698,970

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10 教育費		2,430,510	32,100	2,462,610
	5 社会教育費	539,270	32,100	571,370
歳出合計		29,666,870	32,100	29,698,970

第2表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埴生地区複合施設整備事業債	113,400	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	143,900	(補正前に同じ)		

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
19 繰入金	1,413,195	1,600	1,414,795
22 市債	3,140,500	30,500	3,171,000
歳入合計	29,666,870	32,100	29,698,970

(歳出)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
10 教育費	2,430,510	32,100	2,462,610
歳出合計	29,666,870	32,100	29,698,970

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源 千円
国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
0	30,500	0	1,600
0	30,500	0	1,600

2 歳入

19款 繰入金

1項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 財政調整基金繰入金	1,195,509	1,600	1,197,109
計	1,413,195	1,600	1,414,795

22款 市債

1項 市債

6 教育債	478,800	30,500	509,300
計	3,140,500	30,500	3,171,000

節		説明	千円
区分	金額		
1 財政調整基金繰入金	1,600	財政調整基金繰入金	1,600

2 社会教育債	30,500	殖生地区複合施設整備事業債	30,500
---------	--------	---------------	--------

3 歳 出

10款 教育費
5項 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 埴生地区複 合施設整備 事業費	千円 147,581	千円 32,100	千円 179,681	千円 千円	千円 30,500 市債	千円 千円	千円 1,600
計	539,270	32,100	571,370	0	30,500	0	1,600

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
15 工事請負費	32,100	工事請負費 32,100